

令和6年4月30日

関係機関長および関係各位

九州大学洋上風力研究教育センター長
福田 晋

教員の公募について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

九州大学洋上風力研究教育センターではこの度、教員を下記の通り公募することになりました。つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮ではございますが、関係各位に周知方よろしくお願い申し上げます。なお、九州大学洋上風力研究教育センターにつきましては、センターのホームページ (<https://recow.kyushu-u.ac.jp/>) をご覧下さい。

記

1. 公募人員：教授1名
2. 雇用期間：令和11年3月31日まで
3. 所属：九州大学洋上風力研究教育センター
4. 専門分野、仕事の内容：
九州大学は、洋上風力発電をはじめとする風力エネルギー技術の革新を図ることを掲げ、当該分野で我が国トップレベルの応用力学研究所を中心とし、全学的な体制で2022年4月に洋上風力研究教育センター（RECOW）を設置しました。さらに、2024年4月にはRECOWを洋上風力のアジアにおける中核的研究教育拠点とするため、「産学官・国際連携推進」と「社会実装推進」を図る部門を新たに設置する予定です。本公募では、新しく設置する社会実装推進部門において、洋上風力に係る国内企業等の動向の把握、実証試験の対象となる技術の評価、実証試験の推進、国際標準化の動向の把握及び技術の標準化等の推進などに強い意欲を持って取り組んで頂ける方を募集します。着任後はRECOWを核に設立した「洋上風力産学官連携コンソーシアム」並びに「洋上風力発電人材育成講座」の運営にも主体的に関わって頂きます。
5. 応募資格：博士の学位を有する者、またはこれに準ずる業績を有する者
6. 着任時期：決定後なるべく早い時期
7. 就業場所：九州大学洋上風力研究教育センター（筑紫地区）【福岡県春日市春日公園6-1】
8. 待遇：以下に示す通り。
 - 1) 賃金：令和2年4月1日導入の年俸制となります。なお、年俸額については、学歴・職歴に基づき本学の関係規定により決定します。
 - 2) 就業時間：同意に基づき専門業務型裁量労働制適用（みなし労働時間1日7時間45分）。
 - 3) 休日：土日、祝日、12/29～1/3
 - 4) 加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
9. 提出書類：以下の1)から7)までをオンラインで提出してください。書類は下記に示した項目の順

番に1つのPDFファイルにまとめて指定されたURLへアップロードしてください。

- 1) 略歴書（写真添付、現住所、連絡先（Tel, E-mail）、学歴、職歴、受賞、所属学会活動など）
- 2) 業績書（論文（査読有り、無しに分類、印刷中、投稿中含む）、総説・著書等、特許、その他）
- 3) 主要論文等5編以内の別刷（コピー可）
- 4) 業績説明（業績を説明し関連する論文等を示すこと。また成果に関する他論文などからの引用・評価・利用等があれば簡潔に記述してもよい）
- 5) その他、外部資金（科研費等）取得状況（代表者、分担者を区別すること）、共同研究の実績もあれば示すこと。
- 6) 着任後の抱負と展望（2000字程度）
- 7) 本人について意見を伺える方（2名）の氏名と連絡先

なお、選考状況により別途書類の提出を求め、面接を行うことがあります。ただし旅費の支給はありません。

10. 応募締切：令和6年7月12日（金） 17:00 必着

11. 応募書類送付先・問合せ先：

〒816-8580 福岡県春日市春日公園 6-1

九州大学応用力学研究所 胡 長洪

Tel : 092-583-7746, E-mail : hu@riam.kyushu-u.ac.jp

オンラインにて提出ください。提出の際は上記E-mail宛に連絡ください。提出書類のアップロード方法について返信します。2日以上経過しても返信がない場合は、上記電話番号へご連絡ください。応募書類は本選考の目的に限って使用し、選考終了の後は責任を持って廃棄いたします。

12. 備考：

- 1) 「九州大学における男女共同参画」の基本理念、及び「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り、教員の選考を行います。九州大学男女共同参画推進室の活動については以下を参照ください（<https://danjyo.kyushu-u.ac.jp>）。
- 2) 九州大学では、平成29年7月より配偶者帯同雇用制度を導入しています。
- 3) 過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。
- 4) 受動喫煙防止措置の状況：敷地内全面禁煙

以上